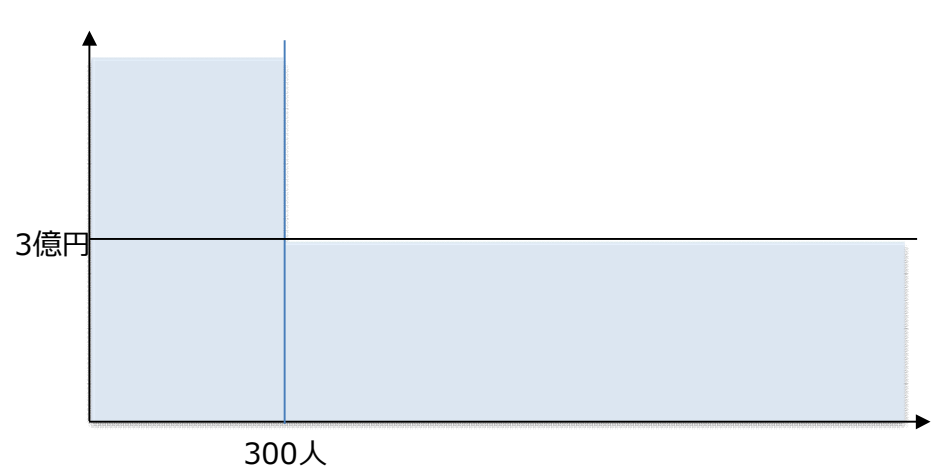


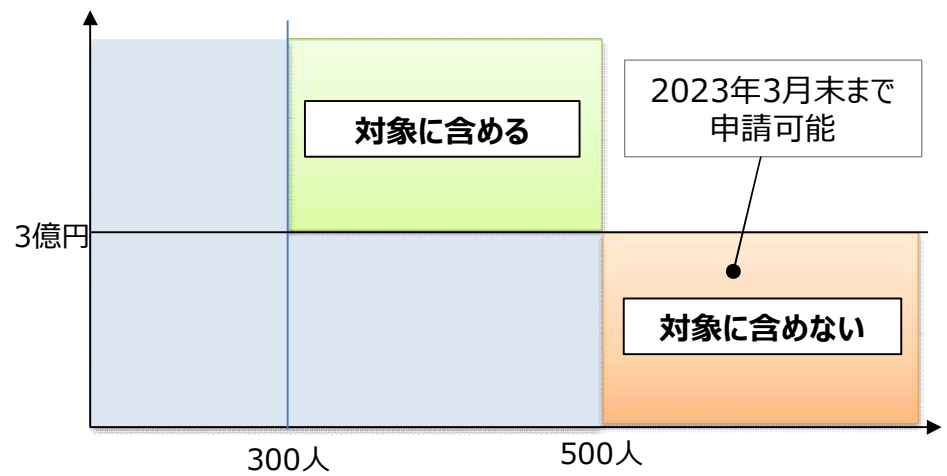
経営革新計画の対象となる事業者の変更

- 中小企業等経営強化法の改正により、新たな支援対象累計として特定事業者を追加
- 経営革新計画の申請対象を現行の中小企業者から特定事業者に変更
- 改正により対象に含めない区分に該当する事業者については、一定の猶予期間(2023年3月末まで)を設ける

現行の対象事業者(中小企業者)



改正後の対象(特定事業者)



業種	中小企業者(いずれかを満たす)	
	資本金額	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

業種	従業員
製造業等	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業	300人以下
小売業	

経営革新計画の申請様式の変更

- 経営革新の実施に係る内容として、経営課題等が記載できるように申請様式を変更
- 経営指標として **計画期間終了時の付加価値額が正となることを必須要件**として追加
- **旧様式に基づいた申請については一定の猶予期間(2021年9月末まで)**を設ける
 - ※旧様式に基づき申請された計画は改正前の基準により承認する
- 変更申請を行う場合は、当初申請した様式・基準に基づき、申請・承認を行う

